

錦江町内でL Pガスをお使いの皆さまへ

錦江町内のL Pガスご契約者様はL Pガス料金を

最大4,000円値引きします！

※令和7年1月使用分・2月使用分、月額上限2,000円×2か月

錦江町では、L Pガスの使用料が上昇していることを踏まえ、町内でL Pガスを使用するご家庭などを対象に、L Pガス販売事業者を通して**使用料金を値引き**する支援を行います。



本事業は各販売事業者が対応するもので、**皆さまによる手続きや申請は必要ありません。**

値引きの対象者

錦江町内で家庭・業務用のL Pガスを使用する方

値引きの期間

令和7年1月使用分（2月検針分）
令和7年2月使用分（3月検針分）

値引きの額

1契約につき、**各月最大2,000円（税別）**

※各月の請求額（基本料金＋従量料金（税別））から値引きを行います。

※2か月間で最大4,000円（税別）の値引きとなります。

※複数メーターを取り付けている場合、**メーター（契約）ごとに値引き**を行います。

注意事項

- ・ご契約先のL Pガス販売事業者が本事業に参加していない場合、L Pガス料金の値引きを受けることができません。
- ・鹿児島県L Pガス協会や販売事業者が、個人情報や手数料を求めることはありませんのでご注意ください。

問い合わせ先 錦江町役場総務課 ☎ 0994-22-0511



政策企画課 ☎ 22-3032



＼どなたでもご参加いただけます／ 未来づくり専門員の活動報告会

3名の未来づくり専門員が、今年度の取組内容等について報告します。住民の皆様のご参加をお待ちしています。

開催情報

日時 ▶ 3月6日② 18時～19時

場所 ▶ 錦江町役場2階 会議室

申込方法 ▶ 右下の二次元コード、またはお電話にてお申込みください。

発表者 ▶ 3年目隊員 小阪 廉

藤崎 花鈴

2年目隊員 友井川 愛



●お問い合わせ先 政策企画課 ☎ 22-3032

農業委員会 ☎ 22-3035



農業者の皆さまへ大切なお知らせです 安心の農業者年金がおすすめ

将来の安心が大きくなる「農業者年金」の加入で、老後の準備を始めませんか？農業者の方なら広く加入できますので、希望される方は農業委員会か農協大根占支所、農協田代支所までお問合せください。

①国民年金の被保険者で年間60日以上農業に従事されている方は誰でも加入できます（保険料納付免除者は除く）

②積立方式で少子高齢化の時代に対応

③保険料の額は、月額2万円（35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円）から6万7千円まで自由に決められます

④終身年金で80歳までの保証付き

⑤公的年金ならではの税制上の優遇措置があるので節税効果も

⑥農業の担い手には、一定の要件を備えれば政策支援が受けられます

農業者年金のお問合せは、農業委員会か農協まで
農協大根占 ☎ 22-2531・農協田代 ☎ 25-2521

選挙管理委員会 ☎ 22-3040



令和7年4月13日投開票 錦江町議会議員選挙のお知らせ

任期満了による錦江町議会議員選挙が、令和7年4月13日に執行されます。

投開票日 ▶ 4月13日③

告示日 ▶ 4月8日②

期日前投票 ▶ 4月9日③～12日④

立候補の届出に係る説明会

立候補予定者説明会 ▶ 3月11日② 10時～
（役場本庁2階会議室）

立候補届出事前審査 ▶ 3月下旬

立候補届出の受付日 ▶ 4月8日②
8時30分～17時

※立候補の届けは、定められた日時内でしか受け付けることができません。午後5時を過ぎますと、いかなる理由があっても受理することができませんので、余裕を持って受付会場に来られるようお願いいたします。

●お問い合わせ先 選挙管理委員会 ☎ 22-3040

住民税務課 ☎ 22-3037



軽自動車税は4月1日で課税されます 廃車や変更は3月末までに！

軽自動車税は4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。廃車や変更は3月末までにお願います。車両の種類で手続きの場所が異なります。

車両の種類	手続きの場所
・原付自転車（125cc以下） ・小型特殊 ・ミニカー	住民税務課 / 支所住民生活課 廃車 ▶ 所有者の印鑑 ナンバープレート 名義変更 ▶ 新・旧所有者の印鑑 車名（車体番号）が分かるもの
・軽自動車四輪 ・軽自動車二輪（125～250cc） ・小型二輪（250cc超）	鹿児島県軽自動車協会 （鹿児島市谷山港2-4-42） ☎ 099-261-4011 ※自動車整備工場やバイクショップ等にお問い合わせください。



トラクタやコンバインなどの農耕用特殊自動車も、公道走行の有無に関係なく登録（ナンバープレート交付）が必要です。

●お問い合わせ先 住民税務課 ☎ 22-3037